

# 電気需給契約サービス内容説明書

## 従量電灯・低圧電力

<販売代理店(媒介)・連絡先>

交付日：20 年 月 日

2025年10月27日  
株式会社沖縄ガスニューパワー

**本説明書および株式会社沖縄ガスニューパワー電気供給約款の内容をよくご確認ください。**

本説明書は株式会社沖縄ガスニューパワー(以下、「当社」といいます)の電気需給契約の概要を説明するものであり、ご契約に際して必ずお読みください。また、詳細は当社電気供給約款に定めていますのでこちらもご確認ください。電気供給約款は当社ホームページに掲載しておりますので、当社ホームページを必ずご覧になるようお願いいたします。

なお、販売代理店の当社の電気需給契約に係る営業活動は電気需給契約の締結に係わる媒介となります。

1. 電気需給契約に関するご契約内容について

1.1 電気需給契約の小売電気事業者について

お客さまと電気需給契約を締結する経済産業省へ登録を受けた小売電気事業者は以下の通りです。

登録番号	登録年月日	事業開始年月日
A0336	2016年(平成28年)8月4日	2016年(平成28年)10月1日
名称	住所	代表者
株式会社沖縄ガスニューパワー	沖縄県那覇市西 3-13-2	代表取締役社長 武島 千浩

1.2 契約に関するお客さまからの問合せ先

ご契約内容、電気料金請求額、各種お手続きに関するお問い合わせ当社の販売代理店、またはカスタマーセンターへお問い合わせください。

名 称	沖縄ガスニューパワー カスタマーセンター
電話番号	<b>0120-991-549</b>
営業時間	平日 9:00～18:00 (土曜・日曜・祝日は休業) ・カスタマーセンターの電話番号は「契約締結のお知らせ」などに記載 ・営業時間外の停電対応は、緊急窓口につながります。なお、時間外の対応につきましてはグループ会社「エバー・グリーン緊急受付センター」にて対応いたします。(全日 24 時間受付)
主な問合せ	●ご契約後の各種お問い合わせはカスタマーセンターまでお問い合わせください。 ・ご契約内容の確認・変更、住所変更、電気料金のお支払、未払い分の再請求依頼 ・お引越手続き、停電、契約種別の変更、その他 各種お手続き ●「お客さまマイページ」からも、ご契約内容の確認、各種お手続きができます。
ホームページ	<a href="https://www.ognp.co.jp/">https://www.ognp.co.jp/</a>

1.3 申込み方法

- ・現在、ご契約されている小売電気事業者の「電気ご使用量のお知らせ(検針票)」をご用意ください。
- ・本説明書記載の説明内容をご理解の上、当社所定のお申込み方法にて、ご契約者本人がお申込みください。
- ・他の小売電気事業者からの切り替えに際して、現在、ご契約中の小売電気事業者への解約手続きは当社が行います。お客さまによる当該小売電気事業者(旧一般電気事業者含む)への解約手続きは必要ありません。

📌 「現在、ご契約中の小売電気事業者とは？」 → 沖縄電力等の電力会社、または新電力

1.4 契約中の小売電気事業者との解約に伴う不測の不利益について

ご契約中の小売電気事業者とのご契約を解約することにより、以下の不利益を被る可能性があります。実際にどのような不利益を被るかはご契約中の小売電気事業者にご確認ください。

- ① 切り替え前の過去の使用電力量の照会不可
- ② 契約期間中の解約に伴う違約金の発生（複数年契約などの場合）
- ③ 発行ポイントの失効
- ④ 継続利用割引に適用される継続利用期間の消滅 等々

1.5 使用開始日、契約期間、解約日について

(1) 他社からの切り替えの場合

お申込み後、当社より現在、ご契約中の小売電気事業者に切り替えお申込みをした後、次回検針日、または次々回検針日が電気の使用開始日となります。

(2) 引越し（転入）・プラン変更の場合

現在ご契約中の小売電気事業者が無い場合は、お客さまが希望する日が電気の使用開始日となります。ただし、手続きの関係でご希望に添えない場合があります。なお、当社とのご契約前から既に電気を使用している場合は、その日が使用開始日となります。引越しに伴うお手続きは、引越し予定日の 5 営業日前までにカスタマーセンターへご連絡ください。

(3) 契約期間

契約期間は、需給契約が成立した日以降、需給契約を解約した日までといたします。

(4) 解約日

解約日は、当社での解約手続きが完了した日となります。なお、日を遡っての解約はできません。

1.6 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、一般送配電事業者（沖縄電力）の定めによります。沖縄エリアの供給電気方式、供給電圧および周波数について、概要は以下の通りとなります。

	沖縄エリア	
エリア	沖縄県 ※以下の離島は対象外です。 粟国島、渡名喜島、久米島、奥武島、オー八島、北大東島、南大東島、宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島、多良間島、水納島、石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島（下地）、波照間島、与那国島	
供給電気方式	交流単相 2 線式	交流単相 3 線式
供給電圧	100V	100V または 200V
周波数	60Hz	

1.7 スマートメーターの交換、その他工事費

●スマートメーターについて

- ① スマートメーターの設置・交換がされていないお客さまは、スマートメーターへの交換が必要です。
- ② スマートメーターを設置することで使用電力量の自動検針や、30分毎の電気使用量を計測することができます。計測した使用量データは「お客さまマイページ」で確認することができるようになります。

●スマートメーター設置工事と費用、停電

- (1)スマートメーターは一般送配電事業者（沖縄電力）から請け負った工事会社が設置します。工事日については事前に工事会社よりお客さま宛に連絡がされます。
- (2)スマートメーターへの交換は無料です。ただし、設置場所を移動するなど、標準工事以外については有料となる場合があります。
- (3)当社では、スマートメーターの設置工事、交換工事は実施いたしません。また、当社から工事会社に工事依頼は行いません。

該当管区	停電の発生	停電時間 (目安)	工事連絡	
			連絡方法	連絡元
沖縄電力	あり	約 20 分	電話・チラシ	一般送配電事業者または委託先工事会社

### 1.8 検針日、使用電力量の計量方法および料金の算定方法

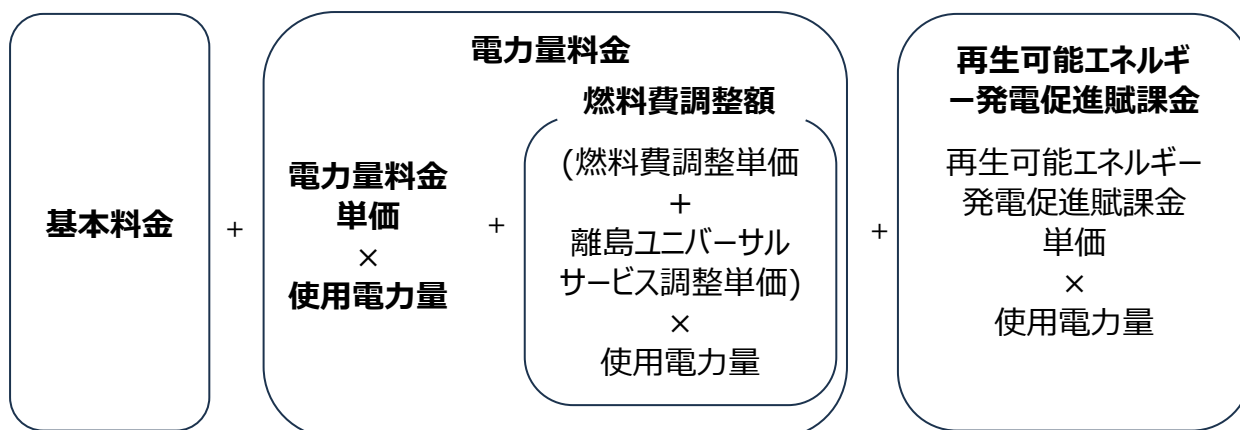
#### ● 検針日、計量方法

- (1) 検針日は一般送配電事業者（沖縄電力）の定めによります。  
 (2) 使用電力量の計量は、1月毎に一般送配電事業者（沖縄電力）が計量器によって計量した値とします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、一般送配電事業者が示す協議値を基にお客さまとの協議によって定めます。

#### ● 料金の算定方法

##### (1) 料金の計算方法

基本料金（当該月日数が26～34日以外の際は日割計算）およびその1月の使用電力量（当該月日数が26～34日以外の際は日割計算）に応じた電力量料金並びに法令に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額となります。また、電力量料金には燃料費調整額を含みます。



※円未満切り捨て

#### 【燃料費調整額の算定方法について】

燃料費調整額の算定に用いる燃料費調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算定式によって算定されます。

当社が提供するプランの燃料費調整額は、旧一般電気事業者（沖縄電力）の提供する従量電灯、低圧電力と同一内容で、毎月の火力燃料（原油・LNG・石炭）の価格変動に応じて変動します。また、旧一般電気事業者（沖縄電力）と同様に燃料費調整額には上限があります。

最新の燃料調整費単価は、当社ホームページ (<https://www.ognp.co.jp/category/topics/>)をご確認ください。

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 基準単価 ÷ 1000

平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格) × 離島基準単価 ÷ 1000

離島平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ

なお、A・B・Cは、各（離島）平均燃料価格算定期間における（A）平均原油価格（kl）、（B）平均LNG価格（t）、（C）平均石炭価格（t）をいいます。

●燃料費調整額

1 キロリットル当たりの 平均燃料価格	燃料費調整単価の算定	燃料費調整
122,300 円を上回る場合	$(122,300 \text{ 円} - 81,500 \text{ 円}) \times 0.273 \text{ 円} \div 1,000$	平均燃料価格を122,300 円としてプラス調整
81,500 円を上回り、かつ、122,300 円以下の場合	$(\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times 0.273 \text{ 円} \div 1,000$	プラス調整
81,500 円の場合	燃料費調整は行いません	
81,500 円を下回る場合	$(81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times 0.273 \text{ 円} \div 1,000$	マイナス調整

燃料費調整諸元		単位	
基準燃料価格		1kl	81,500 円
換算係数	α (原油)	-	0.0065
	β (LNG)	-	0.1632
	γ (石炭)	-	1.1152
基準単価 (税込)	最低料金	1 契約	2 円 72 銭 8 厘
	電力量料金	1kWh	27 銭 3 厘

※平均燃料価格は、原油・LNG・石炭の各平均燃料価格算定期間の貿易統計価格をもとに算出します。

※平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入いたします。

●離島ユニバーサルサービス調整額

1 キロリットル当たりの 離島平均燃料価格	離島ユニバーサルサービス調整単価の算定	離島ユニバーサル サービス調整
119,000 円を上回る場合	$(119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \times 0.026 \text{ 円} \div 1,000$	離島平均燃料価格を119,000 円としてプラス調整
79,300 円を上回り 119,000 円以下の場合	$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times 0.026 \text{ 円} \div 1,000$	プラス調整
79,300 円の場合	離島ユニバーサルサービス調整は行いません	
79,300 円を下回る場合	$(79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times 0.026 \text{ 円} \div 1,000$	マイナス調整

離島ユニバーサルサービス諸元		単位	
離島基準燃料価格		1kl	79,300 円
換算係数	α (原油)	-	1.0000
	β (LNG)	-	0.0000
	γ (石炭)	-	0.0000
離島基準単価 (税込)	最低料金	1 契約	26 銭 4 厘
	低圧 (従量制)	1kWh	2 銭 6 厘

※離島平均燃料価格は原油の各平均燃料価格算定期間の貿易統計価格をもとに算出します。  
 ※離島平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入いたします。

(2)最低料金または基本料金は原則 1 月として計算しますが、需給契約の解約などの理由により、料金算定期間の日数が 25 日以下または 35 日以上となる場合は、日割計算とします。

(3)電力量料金については、料金算定期間の使用電力量により算定し、料金算定期間の日数が 25 日以下または 35 日以上となる場合は、日割計算とします。但し、算定期間の使用電力量が最低料金で定める使用量を下回る場合は、最低料金で定める使用電力量により料金を算定します。

(4)その他、料金の算定方法の詳細は当社の電気供給約款の定めによります。

1.9 契約容量、契約電力

現在、ご契約されている小売電気事業者（沖縄電力等の旧一般電気事業者含む）の契約容量、契約電力によるご契約内容でお申込みをお願いいたします。また、契約容量、契約電力の変更を希望される場合は、以下のいずれかでお手続きください。

(1) 当社へのお申込み前に、現在、ご契約されている小売電気事業者で変更手続きを完了する

(2) 当社とのご契約完了後に、契約内容変更のお申込みをする（お客さまマイページからのお手続き、または当社カス

## 従量電灯/低圧電力

(タマセンターへ連絡)

該当管区	契約種別	契約容量	契約電力
沖縄電力	従量電灯	50kVA 未満	-
	低圧電力	-	50kW 未満

### 1.10 電気料金等の支払方法、支払期限

#### (1) 料金その他の支払方法

- ・電気料金等は毎月、当社が指定した収納代行業者、または金融機関等を通じてお支払いいただきます。工事費負担金・その他の料金については、都度ご請求いたします。
- ・電気料金等の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、当社が指定した様式により、あらかじめ以下の支払方法（①、または②）を選択し、お手続きをお願いいたします。口座もしくはクレジットカード情報の登録が認められない際は、当社のタイミングでお手続き書面を送付させていただく場合があります。
- ・1ヶ月分のお客さまの電気料金等が 1,000 円を下回る場合は、翌月の料金と合わせてお支払いいただくことがあります。
- ・電気料金等を二重でお支払いいただいた場合には、多くいただいた料金は、未払いの電気料金等、翌月以降の電気料金等の順で充当いたします。

#### ■お支払方法

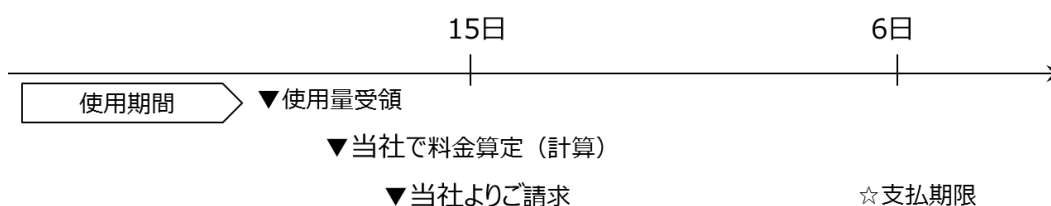
##### ① 口座振替（お客さま指定の金融機関から引落）

料金算定日	口座からの振替日	備考
1日～15日	翌月6日引落	引落日が金融機関の休業日の際は翌営業日が振替日となります
16日～末日	翌月27日引落	

※初回の電気料金のご請求までに口座振替の手続きが完了していない場合は、コンビニ払込票を発行いたします（この場合、発行手数料 330 円/月・税込はご請求いたしません）。

※口座振替の場合、毎月の料金算定日によって口座振替日が変わります。

<料金算定からご請求まで>



##### ② クレジットカード

- ・当社が指定するクレジットカード会社より、毎月の電気料金等のお支払ができます。
  - ・お客様のクレジットカードが有効期限に達する場合、クレジットカードの種類によっては支払方法に係る情報が自動的に更新されないことがあります。
- その場合、お客さまがご自身でマイページからの再登録が必要になります。

ご利用可能なカード会社	VISA、Master、JCB、AmericanExpress、DinersClub、OCS
-------------	--

##### ③ オンライン決済（電気料金のお支払いが遅れた場合のみ発行）

- ・当社が指定するオンライン決済会社より、電気料金等のお支払いができます。

ご利用可能なオンライン決済サービス	PayPay、クレジットカード各種
-------------------	-------------------

※「お客さまマイページ」にログインして決済方法を選択できます。

■領収証の発行

口座振替やクレジットカードを利用した支払いの場合、領収書は発行されません

(2) 支払期限

・電気料金等の支払期日（期限）は原則として料金算定日の翌日から 30 日後とします。支払期日から起算し 15 日以内に電気料金等が支払われなかった場合、未払い料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10%の率で延滞利息を加算した金額をお支払いいただきます（延滞利息は支払期限の日の翌日から発生し、日割り計算といたします）。ただし、支払期日から起算して 15 日以内に電気料金等が支払われた場合には延滞利息は発生しません。

1.11 各種手数料について

(1) プラン変更手数料

お客さまからの申し出によりご契約プランを変更する場合、プラン変更手数料として 2,200 円（税込）をお客様にご請求いたします。

(2) 電気料金のお知らせ

お客さまが郵送でのお知らせを希望される場合、書面発行手数料「220 円／通（税込）」をご負担いただきます。

(3) コンビニ払込票発行

・以下の①～③に該当するコンビニ払込票発行について、1 通につき 330 円（税込）の発行手数料をご負担いただきます。

① お客さまのご依頼により再発行する場合

② お支払方法にかかわらず支払期日を経過してもお支払いの確認ができない場合

③ お支払方法のお手続きが所定の期間を経ても正しく完了していない場合

（所定の期間内は無料で発行されます。）

(4) 支払証明書発行

お客さまが需給契約に係わる料金の支払証明書の発行を希望された場合、1 契約および支払証明書 1 通につき 800 円（税込）をご請求いたします。

### 1.12 電気需給契約の解約

#### (1)お客さまからの解約

- ・当社から別の小売電気事業者への切り替えによる解約は、切り替え先の小売電気事業者を通じて行われますので、お客さまから当社に解約手続きのご連絡をいただく必要はありません。
- ・転居（引越）等、お客さまのご都合により電気を継続してご使用にならない場合、電気需給契約を解約することができます。転居等、ご使用を中止する日付が決まりましたら解約希望日の5営業日前までに当社カスタマーセンターへご連絡をお願いいたします。

・新設後1年未満で解約の場合には、一般送配電事業者（沖縄電力）の託送供給約款に基づき当社が工事費等の精算金を請求された場合、その当該金額をお客さまにご負担いただきます。

#### (2)当社からの解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社はお客さまとの電気需給契約を解約することがあります。当社より解約する場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- ・お客さまが電気料金等の支払期日を経過してもなお、電気料金を支払われない場合
- ・お客さまが電気供給約款の定めにより支払を要することとなった料金以外の代金（違約金、工事負担金、その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合
- ・その他、当社の電気供給約款に基づき当社が必要と判断した場合

#### (3)特定小売供給の申込み

当社との電気需給契約の解約後、お客さまが他の供給者から電気供給を受けられない場合、一般送配電事業者（沖縄電力）による電気供給の停止の可能性があります。その場合、お客さまから、一般送配電事業者（沖縄電力）への特定小売供給（電気供給）のお申込みが必要です。

### 1.13 託送供給等約款に定められた需要家の責任に関する事項の遵守

お客さまが当社へお申込みするにあたり、一般送配電事業者（沖縄電力）の託送供給等約款に定められた以下の需要家の責任に関する事項を遵守いただくことを事前に承諾いただく必要があります。

- ・電力供給を行うにあたり必要な工事を行うために一般送配電事業者（沖縄電力）などの関連業者が需要家の敷地内などに立ち入る場合、その立ち入り許可の承諾などの協力をいただきます。
- ・一般送配電事業者（沖縄電力）の給電指令に従っていただきます。
- ・お客さま、または一般送配電事業者（沖縄電力）の設備に係わる保安上の危険がある場合に電気の供給を停止することがあります。
- ・その他、託送供給等約款に定める保安等に対する需要者の協力および調査に協力いただきます。

### 1.14 電気供給約款の変更および説明方法に関する事前の承諾

お客さまが当社へ電気需給契約をお申し込みいただくにあたり、当社の電気供給約款の内容をあらかじめご承諾いただきます（電気供給約款は株式会社沖縄ガスニューパワーのホームページに掲載されております）。また、当社は必要に応じて電気供給約款を変更することがあります。この場合の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。また、電気供給約款を変更する旨および変更内容は、実施期日までに相当な予告期間において当社が適切と判断する方法によりお知らせいたします。

### 1.15 電気料金等債権の譲渡

当社はお客さまとの電気需給契約における料金債権を譲渡することがあります。なお、料金債権の譲渡にあたっては、対象となるお客さまにあらかじめ書面でお知らせいたします。また、債権譲渡の対象となったお客さまの料金は「1.11 電気料金等のお支払方法、お支払期限」によらず債権譲渡先が定める支払方法により債権譲渡先へお支払いいただきます。

### 1.16 個人情報の取扱い

お客さまから取得する個人情報は当社にとって重要な情報であり、その個人情報を確実に保護することは、当社の重要な社会的責務と認識しています。したがって、当社は、事業活動を通じて取得するお客さまの個人情報を、当社ホームページに掲載の個人情報保護方針に則り取り扱います。

### 1.17 お客さま情報の共同利用

お客さまへ電力供給するための手続きを実施するにあたり、当社はお客さまの個人情報を関係事業者と共同利用する場合があります。個人情報に係る共同利用の目的、範囲等の取り扱い概要については、当社ホームページに掲載の個人情報保護方針をご参照ください。

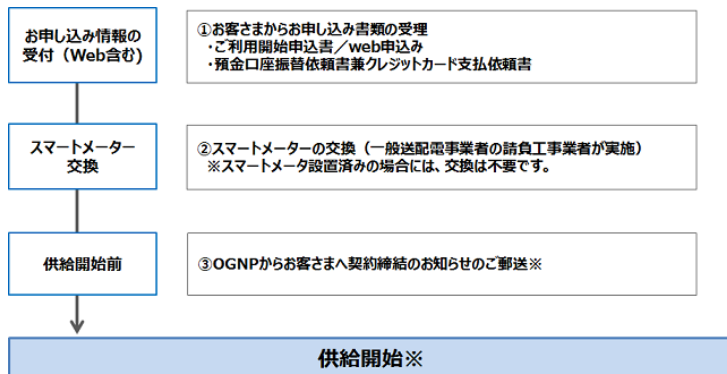
### 1.18 工事費等の負担

お客さまのご希望で発生する工事については、一般送配電事業者（沖縄電力）の託送供給等約款に記載されている内容に基づき、工事費用をご負担いただくことがあります。

## 2. 電気需給契約の切り替え、各種お手続きの流れ、

### 2.1 供給開始までの流れ

お客さまから申込情報（Web含む）を受付後、切り替えの手続きを開始します。



※お手続きの関係で、供給開始日までお客さまの手元に「契約締結のお知らせ」が届かない場合がありますが、電気サービスは開始されます。

## 従量電灯/低圧電力

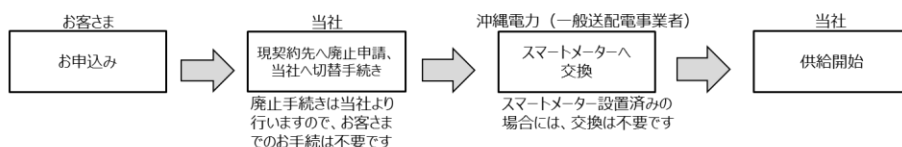
### 2.2 ご利用開始申込書の記入、または WEB からの申込み

ご利用開始申込書、または WEB から申込みされた情報は、電気需給契約締結となる大切な情報です。ご記入／ご入力の際は項目漏れ、間違いが無いよう、充分ご注意ください。供給地点特定番号が記載された「電気ご使用量のお知らせ（検針票）」をお手元にご準備いただき、申込書へご記入、またはご入力をお願いします。お申込み情報に間違い等がある場合、切り替えまでにお時間をいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 2.3 各種お手続きの流れ

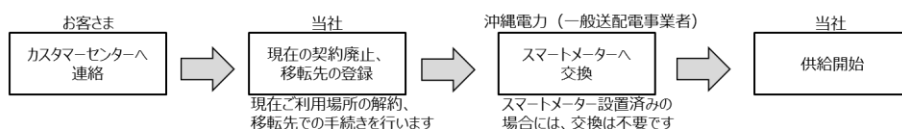
#### ■お申込～供給開始までの流れ（他社から当社へ切替）

・お申込みから、3週間～4週間程度で供給開始（次回、検針日より開始）となります。



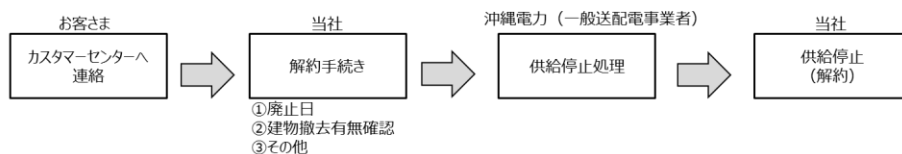
#### ■お引越の手続きの流れ

・お引越に伴う手続きは、お引越予定日の5営業日前迄に当社カスタマーセンターへご連絡ください。



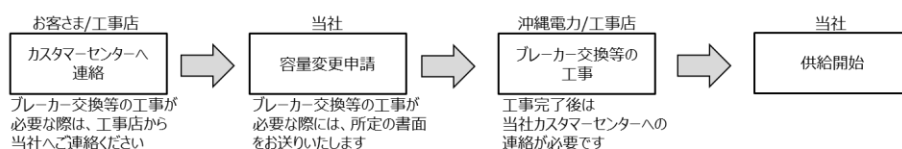
#### ■解約（廃止）お手続きの流れ

・解約（廃止）のお手続きは、解約予定日の5営業日前迄に当社カスタマーセンターへご連絡ください。



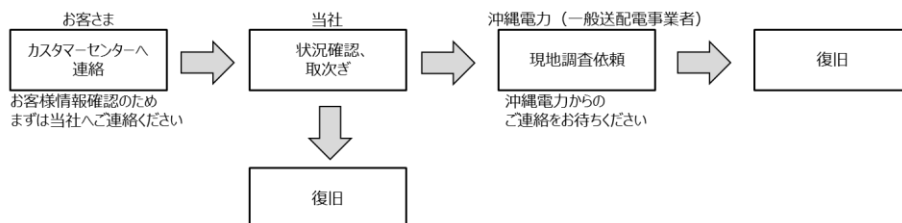
#### ■契約容量変更お手続きの流れ

・契約容量を変更のお手続きは、変更予定日の5営業日前迄に当社カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ブレーカー工事などが必要となる際には、更に、日数を要する場合があります。



#### ■停電等トラブル発生時のお手続きの流れ

・停電等トラブル発生時のお手続きは、当社カスタマーセンターへご連絡ください。ご状況に応じ、一般送配電事業者である沖縄電力へ対応を依頼、またはお客様へ電力会社の対応窓口のご連絡先をお伝えします。



従量電灯/低圧電力

■沖縄エリア:電気料金単価表(税込)

従量電灯			
最低料金	最初の 10kWh まで	1 契約	593 円 05 銭
電力量料金	10kWh を超え 120kWh まで (第 1 段階料金)	1kWh あたり	40 円 20 銭
	120kWh を超え 300kWh まで (第 2 段階料金)		45 円 74 銭
	300kWh を超えたもの (第 3 段階料金)		47 円 22 銭

低圧電力		
基本料金	1kW あたり	1,293 円 85 銭
電力量料金 (1kWh あたり)	夏季	32 円 18 銭
	他季	30 円 79 銭

【クーリングオフのお知らせ】

- ① お客さまが訪問販売及び電話勧誘で申込みされた場合、本書面を受領された日から 8 日を経過するまでは、書面（下図参照）により、無条件で申込みの撤回を行うこと（以下、「クーリングオフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。  
但し、訪問販売において、その場で申込みをせず、後日申込書の郵送で申込みをされた場合、又は受け取った申込書で申込みをせず、後日 web を通じて申込みをされた場合、さらに、電話勧誘によって受け取った申込書で申込みをせず、後日 web を通じて申込みをされた場合は、クーリングオフの対象となりませんので、ご注意ください。尚、現金取引（契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その金額が、3,000 円未満のときは、クーリングオフはできません。
- ② この場合、お客さまは、
  - ・損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。
  - ・すでに引き渡された商品の取引に要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。
  - ・すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。
  - ・商品を使用もしくは消費し、または権利を行使してから得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。
  - ・役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
- ③ 上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から 8 日を経過するまでは、書面によりクーリングオフすることができます。
- ④ クーリングオフの行使の方法は、下図のようにハガキ等に必要事項をご記入のうえ、株式会社沖縄ガスニューパワー カスタマーセンター宛てに郵送していただくか、電子メールに必要事項をご記載のうえ、ognp\_coolingoff@ognp.co.jp 宛に送信する方法で行ってください。  
※郵送の場合は、確実に受領するために書留、簡易書留、特定記録郵便での郵送を推奨します。  
なお、郵便費用はお客さままでご負担となります。

<記入例>

申込撤回通知

- ・申込日：20●●年●月●日
- ・役務の種類：電気サービス  
上記の契約について、申込みを撤回します。
- ・ご住所
- ・ご契約者名
- ・電話番号
- ・お客さま番号